

10. 生活困窮者支援策の充実について

【厚生労働省】

《提案・要望事項》

- 1 生活困窮者自立支援法の制度の詳細決定に当たっては、これまで取り組んできた自治体の成果を反映し、地方の実態や利用者の状況に応じた柔軟な運用が可能なものとする
こと。
- 2 生活困窮者自立支援法による各種事業の実施のための国庫負担について、就労準備支援事業等の任意事業についても、今後の事業実態を踏まえ、必須事業に準じた国庫補助率とするよう検討すること。また、小規模な町村部においても十分な対応が可能となるよう、国庫補助基準額の算定に配慮すること。

《提案・要望の考え方》

【現況、課題等】

1 柔軟な運用について

- (1) 新制度における運営体制の構築に当たり、地方の実態や利用者の状況に応じた支援をするためには、県と市の共同運営の方法や、専門人材の配置のあり方等について、柔軟な対応が必要。
- (2) 新制度の就労準備支援事業では、支援期間は最長1年とされ、延長は認められていないが、ケースに応じて延長が必要となる場合も想定される。

2 国庫負担について

- (1) 平成27年4月から施行予定の生活困窮者自立支援法による各事業の国庫負担割合は下記のとおり。

【必須事業】

- 自立相談支援事業、住居確保給付金・・・ 3/4

【任意事業】

- 就労準備支援事業、一時生活支援事業・・・ 2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業、その他事業・・・ 1/2

- (2) 生活困窮者自立支援法による各事業の補助基準額は、平成26年度実施中の生活困窮者自立促進モデル事業の補助基準額に鑑み、実施自治体の人口に応じて設定されることが想定される。

【モデル事業の補助基準額】

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・人口5万人未満： | 2,000万円以内 |
| ・人口5万人以上～30万人未満： | 4,000万円以内 |
| ・人口30万人以上～50万人未満： | 6,000万円以内 |
| ・人口50万人以上： | 8,000万円以内 |

【長野県内の取組】

- 1 全国4番目の広大な県域面積に77の市町村があり、小規模自治体が多いことから、長野県では平成23～25年度に、パーソナル・サポート・センターの拠点を県下4か所（長野市、松本市、上田市、飯田市）に設置し、県全域を対象に、生活困窮者に寄り添いながら制度横断による包括的なサービスを提供してきた。
- 2 平成26年度は、これまでの経験と成果を活かしながら、法律施行後の体制に円滑に移行できるよう、市との共同事業とした上で、拠点を県下6か所に拡大し実施している。

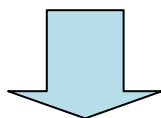
【参考】

生活困窮者支援のための長野県の取組

(23～25年度) パーソナル・サポート・モデル（PS）事業

(23～25年度)

相談者数 (累計)	うち 就労相談者数	相談・支援件数	同行・訪問件数	就労決定者数	就労率
2,121人	1,681人	42,385件	3,750件	664人	39.5%



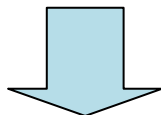
(26年度) 信州パーソナル・サポート・モデル事業

新たな取組

- ・拠点(センター)を6か所に拡大：既存4か所+新設2か所（伊那、大町）
- ・県単独実施から、県とセンター所在6市との共同実施へ

長野モデルの継承

- ・県全域で広域的な相談体制を構築
- ・課題を抱える人を誰でも受入
- ・寄り添い型の継続的な支援



(27年度) 生活困窮者自立支援法施行

体制構築の方向

- ・モデル事業の成果を活かし、相談者視点に立った支援体制を、県と市が広域単位で協議し構築する。